



非・法的サンクションから法的サンクションへの変遷：「法と経済学」のアプローチ

座主，祥伸

(Citation)

CDAMS(「市場化社会の法動態学」研究センター) ディスカッションペーパー, 06/12J

(Issue Date)

2006

(Resource Type)

technical report

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/80100064>



非・法的サンクションから法的サンクションへの変遷 – 「法と経済学」のアプローチ – *

座主 祥伸 (神戸大学大学院法学研究科 CDAMS)[‡]

1 はじめに

Posner (2000) が指摘するように、歴史的、経験的事実からインフォーマルな規整からフォーマルな規整への変遷が観察されている。昨今のいわゆる社会モラルの低下と近年の刑法犯に対する重罰化は、この傾向に合致していると言える。本稿の目的は、シンプルなモデルによって非・法的サンクションから法的サンクションへの変遷がなぜ起こったのか、あるいは起こる必要があったのかを法的サンクションと非・法的サンクションの相互関係を考察することによって明らかにしようとするものである。

分析に入る前に、まずサンクションの効果を経済学的に整理する。サンクションとは、経済学的にみれば外部性を内部化する一つ的手段である。ここでの外部性、正確には外部不経済とは、公害・自動車事故・犯罪・騒音・他人への迷惑等、自分の活動が他人に対して損害を生じさせるような作用のことをいう。以下では、単純に外部性という単語を用いる。外部性には、外部性をなんらかの抑制する手段・政策がなければ、社会的に望ましい活動水準と個人の選択する活動水準は異なってしまう点にその問題点がある。外部性を内部化する方法として、ここではサンクションという手段に焦点を当てる。ここで、「外部性の内部化」という言葉は、「個人の選択と社会的に望ましい活動の一致」という意味で用いている。

*本稿は、2006 年度日本法社会学会学術大会 (於：関西学院大学)・CDAMS 研究会において報告したものを加筆修正したものです。学会・研究会での参加者の方々に感謝致します。

[‡]E-mail: yzasu@kobe-u.ac.jp

外部性とその内部化の例としては、自動車運転に関する速度規制に違反した場合の罰則が挙げられる。加えて、事故が生じた場合には、民事と刑事ともに責任が生じる。これは本稿でいう法的サンクションに当たる。このようなサンクションは、過剰な速度によって生じやすい自動車事故を抑止するという外部性を内部化する手段といえる。同様の例として、工場が排出する水質への規制と罰則、犯罪と刑罰・損害賠償が例として挙げられる。これらも先の速度規制・自動車事故の例と同じく、公害や犯罪といった外部性を内部化する手段として、罰則等のサンクションがあると考えられる。

本稿では次の二種類のサンクションを考察する。一つは、法的サンクションである。法的サンクションには、刑罰・損害賠償等の国家機関による強制力をもったものがある。もう一つは、非・法的サンクションである。非・法的サンクションには、(社会規範の存在による) 他人の視線・嘲笑、極端な場合には村八分の形態があり、(社会規範の内面化による) 自分自身を恥ずかしく感じることをいったものも非・法的サンクションと考えることができる。非・法的サンクションの別の形態としては、組織における地位・評判の喪失など、非国家機関による集団内・組織内においてのみ効果のあるものもある。本稿では、これら法的サンクションと非・法的サンクションがどのように相互に影響しあっているのかを「法と経済学」のアプローチによって考察する。

非・法的サンクションと法的サンクションを考察した代表的な先行研究として、Bar-Gill and Harel (2001) と Cooter and Porat (2001) がある。Bar-Gill and Harel (2001) では、犯罪率が法的サンクションの期待値に影響を与えるならば、伝統的なモデルより法的サンクションの抑止効果が強まる (あるいは弱まる) ことが示されている。Cooter and Porat (2001) は、非・法的サンクションが加害者に害を与える (または第三者に便益を及ぼす) 場合を考察し、過剰抑止を避けるために法的サンクションを減らす可能性を提示している。法的サンクションだけではなく、非・法的サンクションも同時に考えている点では本稿と同じであるが、彼らの研究では、非・法的サンクションの存在を固定された所与のものとして考えている。これに対して、本稿では非・法的サンクションを固定した所

与のものとしてとらえるのではなく、法的サンクションと相互に影響するものとして考察する。

2 法的サンクションと非・法的サンクション

法的サンクションの特徴としては、以下の三点が挙げられる。第一の特徴は、政府によって供給される公式なルールである。第二としてそのエンフォースメントは、社会的な結びつき、個人間の観察能力等、社会環境等には依存しないことが挙げられる。最後に、エンフォースメントの費用は、非・法的サンクションに比べて高い。この最後の理由は、直接的には法制度運用に必要な費用であり、間接的には法的サンクションは税金を用いて供給されることにその原因がある。税金を用いることによって、市場における「ゆがみ」が生じ、これは社会的損失を生む。従って、法的サンクションは非・法的サンクションを用いるのに比べて、直接・間接の社会費用がかかるといえる。

これに対して、非・法的サンクションの第一の特徴は、地域コミュニティー等の限られた集団内や、社会規範が内面化されている場合には自分自身により供給される非公式なルールであるといえる。第二の特徴として、その非・法的サンクションのエンフォースメントは、社会的な結びつきや、教育等の社会環境に影響を受ける。そしてそのエンフォースメントの費用は、少なくとも法的サンクションに比べれば低い。本稿では、分析の単純化のため、この費用はゼロとする。

今回想定しているモデルの中で登場する主体は、「個人」、「政府」、「地域・コミュニティー」の三つの主体である。それぞれのモデルの中での役割を簡潔に述べたい。まず「個人」は自己利益を最大化しようと活動するが、その活動は社会に外部性を発生させる。つぎに「政府」は、社会厚生を最大化するために、法的サンクションを運用し、外部性を生み出す個人の行動について規律づけを行う。最後に「地域・コミュニティー」は、分析の単純化のために政府と同様、社会厚生を最大化するために、非・法的サンクションを使用すると仮定する。まとめると、個人の活動は、何の規制もない場合には、社会的

にみて過剰な行動になってしまう。政府や地域・コミュニティによるサンクションの供給によって、個人の活動を社会的にみて適切な範囲にしようとする。この外部性を内部化することが、このモデルのなかでのサンクションの役割である。

本稿ではゲーム理論の考えを応用して、法的サンクションと非・法的サンクションの相互関係を分析する。モデルの中での、時間の流れは以下になる。まず、政府とコミュニティはそれぞれ法的サンクションと非・法的サンクションを決定し、次に個人が上記サンクションを所与として、活動水準を決定する。最後に、上記のルールに従い個人に法的、非・法的サンクションが課せられる。

以下での分析のために、記号の意味について確認する。法的サンクションと非・法的サンクションの大きさ・水準を、それぞれ α と β で表す。 C は、外部性による (限界的な) 社会費用を表しており、 k は、法的サンクションの運用に必要となる (限界的な) 費用を表している。すなわち、法的サンクションは、非・法的サンクションと比較して社会的にみて費用がかかることをこの k で表現している。

政府がサンクションを適用する際に、どの程度個人の活動を把握しているかという、政府の個人の活動に対する観察能力の程度を示す指標を σ_x^2 で表す。ただし、単純化のために本稿ではこの観察能力は一定とする (変化しないものとする)。 σ_y^2 は同様に、非・法的サンクションを用いるためのコミュニティ内の観察能力を表している。コミュニティ内の観察能力は、例えば、隣の人々がどのような人であるのかを分かることであり、「社会的な結びつき」の指標と解釈することもできる。この指標が小さいほど、観察しやすいことを表している。すなわち、この σ_y^2 が小さい社会では、人々の結びつきが強い社会を表現しています。以下では、これらの記号を用い分析を行う。

3 分析

以下での分析のために、「最適反応」あるいは「反応曲線」という概念を用いる。これは、「相手の行動を前提として、自分にとって望ましい行動を戦略的に選択する」という

ゲーム理論の考え方である。ここでの最適反応は、政府によるものとコミュニティーによるものの、二つある。

政府の最適反応 $\alpha^*(\beta)$ は、コミュニティーの非・法的サンクション β の大きさを所与として、社会厚生を最大にするように、法的サンクション $\alpha^* = \alpha^*(\beta)$ の大きさを決める。コミュニティーも同様にして、非・法的サンクション $\beta^* = \beta^*(\alpha)$ を決める。これらを図で表現したものが、それぞれ次の図1と図2である。

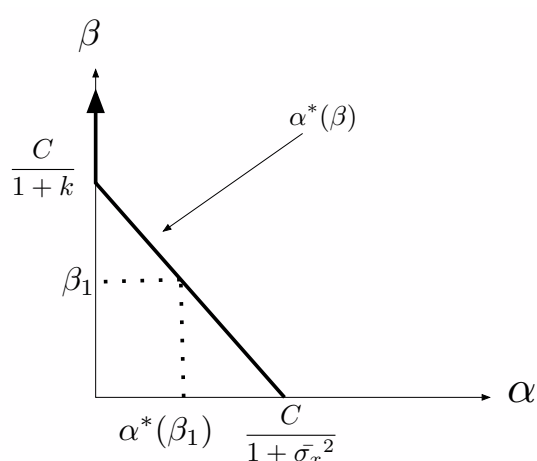


図 1: 政府の最適反応 $\alpha^*(\beta)$

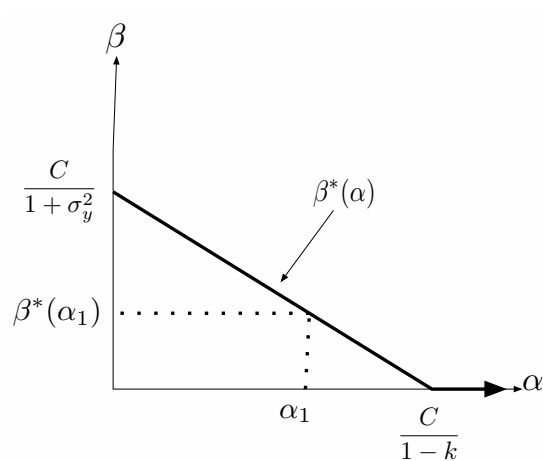


図 2: コミュニティの最適反応 $\beta^*(\alpha)$

図1では、政府の最適反応が描かれている。すなわち、非・法的サンクションを所与としたとき、法的サンクションが政府にとって望ましい大きさを示している。この図の見方は、例えば非・法的サンクションの大きさが β_1 のときには、図の線に対応する $\alpha^*(\beta_1)$ が政府にとって最も望ましい反応となっている。すなわち $\alpha^*(\beta)$ の線上では、非・法的サンクションの大きさを所与として、社会厚生を最大化するように法的サンクションの水準が決定されている。極端な場合を見ると、非・法的サンクションの大きさが $C/(1+k)$ の水準以上の場合、法的サンクションは必要ないことが分かる。なぜなら、このような場合に法的サンクションの介入は、社会厚生で評価して望ましくないからである。反対の場合として、非・法的サンクションが全くない場合には、法的サンクションは $C/(1+\sigma_x^2)$ の程度必要となる。

同様のことが、図2についてもいえる。法的サンクションの水準が α_1 であるとき、コミュニティにとって望ましい非・法的サンクションの水準は $\beta^*(\alpha_1)$ となる。任意の α についてコミュニティの最適反応が $\beta^*(\alpha)$ となる。ここで注目する点は、法的サンクションが存在しない場合の非・法的サンクションの水準をみて分かるように、非・法的サンクションの大きさは、観察能力の σ_y^2 に依存している。 σ_y^2 が大きいほど、非・法的サンクションの大きさは小さくなることが分かる。これは、個人間の結び付きが小さい社会ほど、非・法的サンクションは供給されないと解釈できる。

以下では、これら政府の最適反応曲線とコミュニティの最適反応曲線を用いて、法的サンクションと非・法的サンクションの相互関係の分析を行う。これら二つの反応曲線の交点が均衡となる。この「均衡」は、社会において実現した状態と見なすことができる。均衡において法的サンクションと非・法的サンクション (α, β) の大きさがどのように変化するのかを以下では考察する。

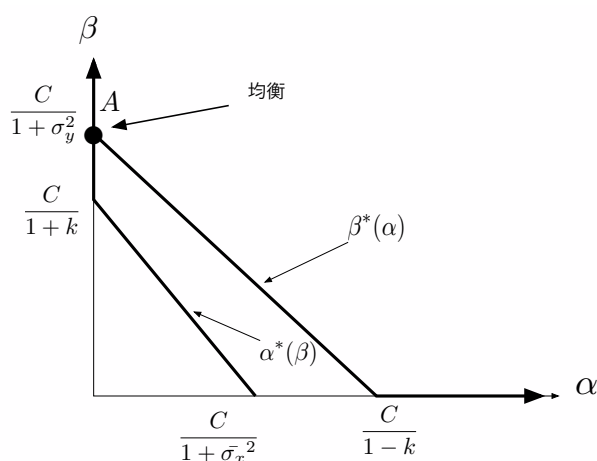


図 3: 非・法的サンクションのみが存在

まず、図3で表現されている社会を考える。このような社会において、均衡は二つの反応曲線の交点 A で成立している。この均衡では、法的サンクションの水準はゼロであり、非・法的サンクションのみが存在している社会を表現している。反応曲線の切片 $C/(1+\sigma_y^2)$ の大きさが切片 $C/(1+k)$ より大きいとき、このような均衡は成立すること

を図から読み取ることができる。これは σ_y^2 が十分小さいとき、あるいは k が十分大きいときに生じやすいことが分かる。すなわち、コミュニティのなかの社会的な結びつきが十分に強いとき、あるいは法的サンクションにかかる費用が十分に大きいときには、非・法的サンクションのみが存在する社会になることがこの図から読み取れる。このように社会的な結びつきが十分強い社会や法制度執行の費用が大きい社会においては、法による介入は必要ないといえる。

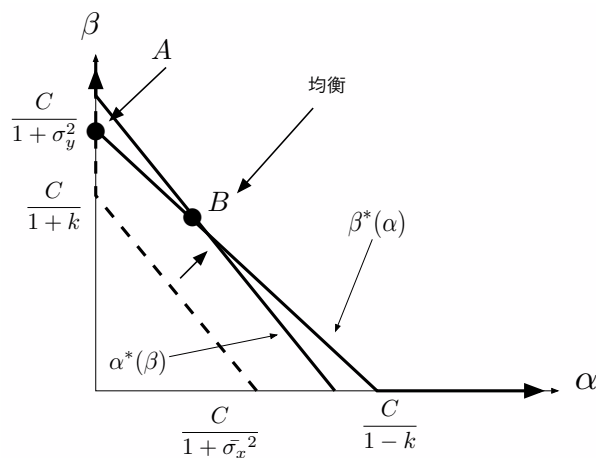


図 4: 非・法的サンクションのクラウドイング・アウト

次に法的サンクションの非・法的サンクションへの影響をみるために、このような非・法的サンクションのみが存在する社会において、仮に法的サンクションが介入する場合を考察する。それを表現したのが図 4 である。もとの政府の反応曲線は、点線で示されている。このときの均衡点は A 点であった。法的サンクションを導入することによって、新しい均衡点は B 点に移る。これは、非・法的サンクションの水準が A 点から B 点にまで減少していることを意味している。反対に、政府の介入によって、法的サンクションはゼロの水準から B の水準まで増加している。政府の介入によって、非・法的サンクションのクラウド・アウトが生じることが図 4 より確認できる。法的サンクションの介入によって、非・法的サンクションが押し出されてしまった社会がこの社会であるといえる。

この社会状態は、社会厚生観点からは望ましくない。A 点から B 点への均衡の移行

は、社会厚生を減少させている。その理由は、次の二点からである。まず、法的サンクションを用いているので費用がかかっている。次に、サンクションの合計が A 点より B 点の方が大きくなるので、個人にとって活動の過剰な抑止となっている。この二つの理由から、 A 点と比べると B 点は社会厚生が減少している点で望ましくない社会といえる。すなわち、非・法的サンクションのみ存在するのが望ましい社会において、法的サンクションを導入することは、非・法的サンクションをクラウド・アウトさせるだけでなく、社会厚生も減少させるという望ましくない結果を得ることになる。

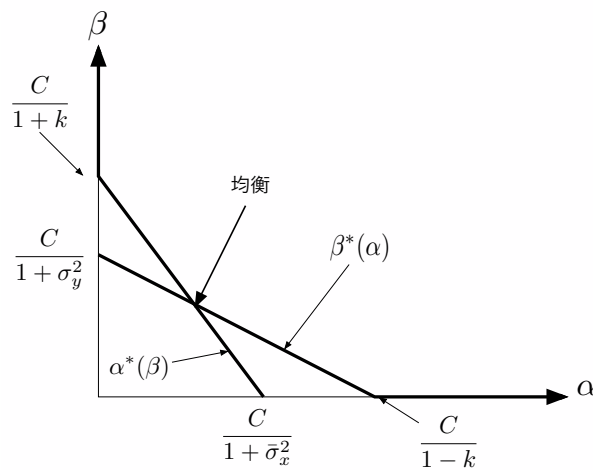


図 5: 両方のサンクションが存在

次に社会環境が変化した場合を考えよう。新しい社会環境が図 5 で示されている。図 3 と比べて、 σ_y^2 が大きくなった場合、あるいは k が小さい場合には、図 5 で示される均衡が生じる。図 3 と比べると、切片 $C/(1+\sigma_y^2)$ と $C/(1+k)$ の大小関係が逆転していることが分かる。このような社会では、非・法的サンクションとともに法的サンクションも存在している。図 3 と比べると、 σ_y^2 が大きくなるにつれて、コミュニティの反応曲線は図において下方にシフトすることが分かる。図 6 では、その傾向がより強くなっている場合を表している。その結果、非・法的サンクションのみの社会から、法的サンクションの多い社会に移っていることが図 3・5・6 から分かる。

図 3・5・6 を順にみていくと、非・法的サンクションは減少する一方、法的サンク

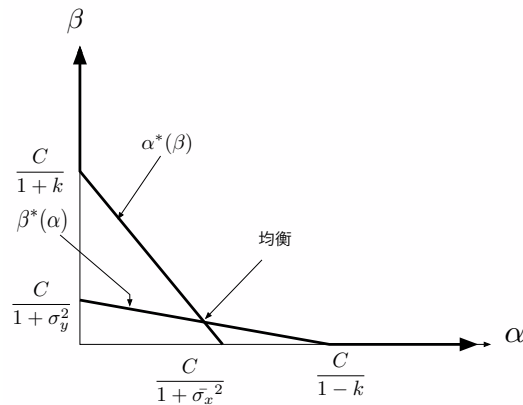


図 6: 非・法的サンクションが非常に弱い場合

ションは増加している。すなわち、「非・法的サンクションから法的サンクションへの変遷」が生じている。その理由は、非・法的サンクションの抑止効果が不十分なために、法的サンクションの導入が必要となるためである。図 3・5・6 の均衡における法的サンクションと非・法的サンクションの大きさの違いは、観察能力のパラメータ σ_y^2 と法的サンクションの費用 k の大きさに依存していることを説明してきた。ここでは特に、観察能力 σ_y^2 に注目して、その解釈を行う。

この σ_y^2 は、非・法的サンクションのエンフォースメントの大きさに影響を与えている。この指標は、コミュニティ内部での観察能力を表しており、「社会的な人々の結びつき」と解釈することができる。もう一つの解釈としては、たとえ他人に観察されていないとしても社会規範を守るといふ社会規範の内面化の度合い・程度とも解釈できる。前者の場合、非・法的サンクションを課す主体は地域・コミュニティであった。後者の場合、非・法的サンクションを課す主体をコミュニティから自分自身と考え、非・法的サンクションの中身は、羞恥心や罪悪感といった心理的なものと考えることができる。このように解釈すると、 σ_y^2 が上昇するということは、「社会的な結びつきの低下」や、あるいは「社会規範内面化の低下」と考えることができる。

非・法的サンクションの抑止力低下の原因としては、まず都市化・個人のプライバシー保護の意識の向上が挙げられる。これは、先述した「社会的な結びつき」の低下に対応し

ている。二番目として、規範意識の低下が挙げられる。これは、以前には恥や罪悪感に感じていたことを感じなくなるといった個人の意識の変化や社会規範を内面化する教育の低下によって起きていると考えられ、「社会規範内面化の程度の低下」に対応している。

最後に、本稿のモデルでは行政指導を直接対象としていないが、近年関心の高い行政指導について簡単に言及してみたい。行政指導を「非国家的セクターが主体となるが、国家が関与するもの」と理解すると、本稿では次のように解釈可能である。コミュニティーを企業や業界団体と考え、個人を企業の従業員や業界に属する個別企業と考える。すると国家セクターは、図3の状態と目指すべく、 σ_y^2 を十分に小さくするように種々の行政指導を行うと考えことができる。この場合、 σ_y^2 はその業界の組織化の度合い等と考えられる。その結果、非国家セクターが主体となってある行政目的が実現されることになる。

4 結び

本稿では、法と経済学のアプローチによって法的サンクションと非・法的サンクションの相互関係を考察した。本稿で明らかにした点は、次の通りである。(図4にあるように) 法の介入によって社会規範がクラウド・アウトする可能性がある。このような介入は社会厚生を低下させ、社会的に望ましくないと言える。「社会的な結びつき」や「社会規範内面化の程度」の低下等による社会環境の変化によって非・法的サンクションは弱まり、法的サンクションが必要となる場合がある。非・法的サンクションから法的サンクションへの変遷は、このように非・法的サンクションの機能が失われたことを補完するために生じたと考えることが可能である。多くの研究で指摘されているが、「法は、社会規範の変化や社会環境とともに変化する必要がある」ということを、本稿では今までとは異なるアプローチで示した。

参考文献

- [1] Bar-Gill, Oren and Alon Harel. 2001. Crime Rates and Expected Sanctions: The Economics of Deterrence Revisited. *Journal of Legal Studies* 30: 485–501.
- [2] Cooter, Robert and Ariel Porat. 2001. Should Courts Deduct Nonlegal Sanctions from Damages? *Journal of Legal Studies* 30: 401–422.
- [3] Posner, Eric A. 2000. *Law and Social Norms*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (エリック・A・ポズナー. 2002. 「法と社会規範：制度の文化の経済分析」(太田勝造監訳) 木鐸社刊)